

はじめに

1. 歴史的な発展

* 条文の変化

- ・ 単一欧州議定書 (1986/1987)
- ・ マーストリヒト条約(1992/1993)
- ・ アムステルダム条約(1997/1999)

* 環境行動計画

- ・ 第 1 次行動計画(1973) パリ・サミット
- ・ 第 2 次行動計画(1977)
- ・ 第 3 次行動計画(1982)
- ・ 第 4 次行動計画(1987) 単一欧州議定書
- ・ 第 5 次行動計画(1993) 持続可能な発展
- ・ 第 6 次行動計画(2002) : EC 条約 175 条 3 項の欧州議会と理事会の決議

* 欧州理事会の合意

- ・ ルクセンブルク(1997/12)・カーディフ(1998/6)・ウィーン(1998/12)
- ・ ケルン(1999/6)・ヘルシンキ(1999/12)・イエテボリ(2001/6)

2. EC 条約 6 条の解釈

- * 横断条項と位置 EC 条約における横断条項と環境統合原則の特別性
- * 共同体の政策と活動 適用範囲
- * 定義と実施 提案：内部組織変更；実施 - EU の機関、構成国
- * 持続可能な発展：手段としての EC 条約 6 条
- * 組み込まれなければならない - (shall must)法的効果

3. 裁判における EC 条約 6 条の意義の高まり

- * 法的根拠 法的根拠争い C-300/89, C-62/88, C-405/92, Opinion 2/00, C-94/03
- * 解釈の手段 共同体法の一般的な解釈規則；第 2 次法の解釈手段
- * 取消訴訟 環境統合原則違反
- * 環境犯罪 C-176/03, C-440/05

結語

資料

EC 条約 130r 条 2 項 2 文 (単一欧州議定書)

環境保護の要請は、他の共同体の政策の構成要素である。

Art. 130r (2)S. 2

Environmental protection requirements shall be a component of the Community's other policies.

EC 条約 130r 条 2 項 3 文 (マーストリヒト条約)

環境保護の要請は、他の共同体政策の定義および実施にあたって取り入れられなければならない。

Article 130r(2)S.3(Maastricht)

Environmental protection requirements must be integrated into the definition and implementation of other Community policies.

EC 条約 6 条 (アムステルダム条約)

環境保護の要請は、第 3 条に定める共同体の政策および活動の定義と実施の中に、とくに持続可能な発展の促進のために取り入れられなければならない。

Article 6 TEC

Environmental protection requirements must be integrated into the definition and implementation of Community policies and activities referred to in Article 3, in particular with a view to promote sustainable development.

EU 機能条約 11 条 (リスボン条約)

環境保護の要請は、連合政策と活動の定義と実施の中に、とくに持続可能な発展の促進のために取り入れられなければならない。

Article 11 TFEU(Lisbon)

Environmental protection requirements must be integrated into the definition and implementation of the Union policies and activities, in particular with a view to promoting sustainable development.